

3. 公共施設等マネジメント方針

3-1. 公共施設マネジメント方針

(1) 公共施設適正配置に向けた基本的な考え方

① 公共施設の果たす役割

公共施設は、住民福祉の向上及び増進を図ることを目的とした施設で、幼稚園・小中学校などの学校教育施設や市役所・消防庁舎などの行政サービスを行う施設、また、図書館や公民館、総合体育館などの生涯にわたり自己の充実・啓発や生活の向上に取り組むための施設があるなど、さまざまな役割をもっています。さらに、住民同士の交流の場としての役割も担っており、災害時には避難場所となるなど防災拠点としての機能も有しています。今後はこれらの役割や機能の充実も含めた公共施設配置が必要です。

② 厳しい財政状況下での施設整備

人口減少・少子高齢化のさらなる進展、都市化の進行や核家族化、ライフスタイルの多様化による住民の地域コミュニティへの関わり方の変化など、本市の状況が変わりつつある中、公共施設においても、市民の多様なニーズや利用目的に柔軟に対応できる施設として整備する必要があります。

しかし、本市の公共施設は、昭和40年代から50年代にかけて整備された施設が多く、施設の老朽化が進行しています。そのため、今後、施設の建替時期を集中して迎えることになり、将来整備費用の試算では今後30年間で約392億円、年間平均約13.1億円の将来整備費用が必要とされており、本市の厳しい財政状況では、すべての施設を建て替えることは困難です。

そのため、将来の人口動態や市民ニーズ、利用状況等を見定め、たうえで既存施設のあり方について見直すとともに、公共施設の適切な維持管理、効率的な運営によりコストの圧縮を図りつつ、公共施設の総量や将来整備費用を軽減する必要があります。

③ 公共施設の役割・機能を果たすための再生、再配置

上記のような本市の状況を踏まえ、単に財政面から見て公共施設の総量を圧縮するのではなく、誰もが利用しやすく市民ニーズの変化に対応した質の高い公共サービスを受けられ、市民の交流、災害時の拠点として柔軟に対応できる公共施設として複合化や多機能化を図り、再生、再配置を進めることができれば、施設の総量を圧縮しても、公共施設の役割・機能を果たすことができます。

(2) 基本方針

「泉大津市公共施設適正配置基本方針」では、以下の5つの基本方針を掲げています。本計画も、この5つの基本方針に即したものととして策定する計画であるため、公共施設のマネジメント方針はこの基本方針と同じものとします。

**基本方針1：公共施設の建替えの際は、施設の複合化・多機能化を進める。
(施設の複合化・多機能化)**

基本方針2：施設の長寿命化や適切な維持保全により、公共施設にかかるコストの圧縮を図る。(コストの圧縮)

**基本方針3：民間事業者や市民と連携し、公共施設サービスの質の向上を図る。
(サービスの維持・向上)**

基本方針4：将来推計人口をもとに、公共施設の総量を圧縮する。(総量の圧縮)

**基本方針5：公共施設適正配置に向けた推進体制の構築を目指す。
(共通理解と体制の構築)**

3-2. インフラ資産等のマネジメント方針

インフラ資産等のうち、道路・橋梁・上下水道等は、市民の生活や生活基盤を支えていく上で必要不可欠なものです。したがって、公共施設と同様に数量を減じることによるマネジメント方針が適切とは言い切れません。しかも、市民の生活向上や災害対策に関する意識は年々高まっており、今後もこの傾向は続くことが予想されます。つまり、資産の更新や補修により品質の高い設備等が求められ、結果的に総量が増加したり、維持管理のコストが増大したりする可能性を含んでいます。

また、インフラ関連施設については、適切な維持保全や市民ニーズ・サービス向上にあわせた方針が必要となります。

そのため、インフラ資産等はそれぞれの種別ごとに、市民のニーズをくみ取った事業計画、長寿命化計画、整備計画等をきめ細かく策定し、提供するサービスと投入するコスト、確保可能な財源とのバランスを考慮したマネジメントを実施していきます。

**基本方針1：長寿命化や適切な維持保全により、整備・維持管理にかかるコストの圧縮を図る。
(コストの圧縮)**

**基本方針2：市民のニーズをきめ細かく把握し、サービスの質の向上を図る。
(サービスの維持・向上)**

**基本方針3：公共施設等総合管理計画の実効を上げるための推進体制の構築を目指す。
(共通理解と体制の構築)**

3-3. 目標設定

(1) 公共施設

「泉大津市公共施設適正配置基本方針」の指標は、平成26年度を基準として平成51年度までに、公共施設の延床面積を15%以上削減することです。これは、面積にして27,539㎡になります。

しかしながら、本計画の対象期間は平成37年度までと設定しているため、ここでは平成37年度までの削減目標を示します。

削減目標（公共施設）

	H26年	H31年	H36年	H37年	H41年	H46年	H51年
削減目標割合 (%)	—	1.7	4.2	4.8	7.4	11.2	15.0
削減目標面積 (㎡)	—	3,119	7,789	8,937	13,530	20,666	27,539

したがって、本計画の期間末での削減目標は、削減割合で約4.8%、面積で約9,000㎡になります。

(2) インフラ資産等

インフラ資産等のうち、道路・橋梁・上下水道等は、市民の生活や産業基盤を支える役割を担っているため、コストの圧縮・サービスの向上を中心とした目標を設定することが現実的です。また、インフラ関連施設については、適切な維持保全を図り、維持管理費用の削減を図るとともに、市民ニーズ等を踏まえた施設の機能・役割を考慮し、公共施設の目標設定に沿った適正配置を図っていく必要があります。

しかしながら、少子高齢化等に伴い将来的に税収入を中心とした歳入が減ることは予想されるため、確保可能な財源とのバランスのとれた整備・運営が求められます。

各種別で策定した整備・事業計画及び長寿命化計画に則り、適切な維持管理・修繕・更新を進めることにより長寿命化を図ることが必要です。その上で、各種計画の効果に対する評価とその改善を続けることで、市の保有するインフラ資産等を良質に運営・保全していくことを目標とします。

3-4. 目標達成に対する取り組み

(1) 公共施設

① 民間活力（PPP/PFI等）の活用について

公共施設については、行政によって整備・運営されてきました。今後の公共施設の整備・運営などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、PPP/PFI（公民連携）の積極的な活用について検討します。

② 広域連携について

公共施設の利用において、広域利用が可能な施設については近隣自治体との共同利用を図ることで、市民のみならず、近隣自治体からの利用が見込めることに加え、さらなる公共施設利用の効率化につながることから、広域連携のあり方について検討します。

③ 点検・診断等の実施方針について

公共施設は、公共サービスを提供する場であり、市民の様々な活動を支える場として欠かせないものであることから、施設を適正に維持管理し、長寿命化を図っていくために、点検・診断等を実施し、その情報を活用して対策を立てることが必要となります。そこで、施設ごとで定められている法定点検に加え、定期点検などから、施設の状態を把握し、効果的な長寿命化を目指します。

④ 維持管理・修繕・更新について

施設の長寿命化を図っていくためには、従来の事後保全による管理では機器等の性能低下に伴うランニングコストの増大等が生じる事も鑑み、適切な時期に修繕・更新を行い、施設の予防的な保全につなげて、施設の適正な保全に努めます。

⑤ 安全確保の実施方針について

公共施設は、公共サービスの提供や市民が活動する場であるといったことから、その安全確保は市民にとって欠かせない内容です。適切な点検・診断等により、高度の危険性が認められた施設については、利用者の安全確保を第一に、速やかに危険性を取り除く処置を施します。また、安全性が回復するまでの利用制限等を実施します。

⑥ 耐震化の実施方針について

各施設における災害時の安全確保といった観点から、施設の耐震化を図っていく事が必要であるため計画的に耐震化を進めており、特に災害時の拠点施設として指定されている施設については優先的に耐震化を進めます。

⑦ 長寿命化の実施方針について

施設の長寿命化を行っていく上で、適切な時期に維持管理・改修が必要となり、それらを実施することで施設の適正な保全を行い、可能な範囲で計画的に施設の長寿命化を図ります。

⑧ 統合や廃止の推進方針について

公共施設の利用状況、耐用年数及び維持管理コスト等を勘案し、現在の規模や機能を維持したまま更新することは適切ではないと判断される施設においては、他施設との統合や多機能化・複合化等を視野に入れ、公共施設適正配置基本方針に沿って検討を行っていきます。

(2) インフラ資産等

① 民間活力（PPP/PFI 等）の活用について

インフラ資産等については行政によって整備・運営されてきましたが、資産等の維持管理・修繕において民間に包括的に委託する先進的事例が出てきており、長期的に民間活力を活用した資産等の管理について検討します。

② 点検・診断等の実施方針について

インフラ資産等は市民が生活を営む上で欠かせないものであり、特に資産等を良好な状態にし、長持ちさせて使い続けることが望まれます。資産等の状況を長期間にわたり良好に保つには、長寿命化対策が欠かせませんが、それには点検・診断等を実施し、その情報を活用して対策を立てることが必要です。そこで、それぞれで定められている法定点検に加え、定期的を実施する定期点検などから資産等の状態を把握し、効果的な長寿命化を目指します。

③ 維持管理・修繕・更新について

長寿命化を図りインフラ資産等を長持ちさせることは、これからの資産等の維持管理において欠かせないものであるため、適切な維持管理・修繕・更新を行い、インフラ資産等の予防保全に努めます。また、修繕・更新の際には、長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの削減を目指します。

④ 安全確保の実施方針について

市民の生活の基盤であるインフラ資産等が良好に運営されることは、市民の安全確保に欠かせません。そこで、安全を脅かす損傷等が発生しにくい素材を採用し、発生した場合に速やかに発見・修復して危険を取り除くことができる体制を整えます。また、安全性が回復するまでの利用制限などを実施します。

⑤ 耐震化の実施方針について

大規模な災害の発生後、ライフラインの寸断が市民生活の復興に大きな障害になります。そのため、できる限り大規模な損傷が起きないための強靱化、損傷が発生してからの回復のし易さ等を考慮して、引き続き耐震化を推進します。

⑥ 長寿命化の実施方針について

インフラ資産等は原則的にそのほとんどを継続的に利用します。そのため、できる限り長寿命化し、ライフサイクルコストを削減することに努めます。また、同じ素材・工法で整備した資産等においても、適切な維持管理・点検等を実施することにより、耐用年数をより長くすることができます。現場の作業と、運営管理の作業を連動させて、より効果的な長寿命化を目指します。